

第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、関連法令や制度等の改正を勘案して、本市の地域住民の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や地域福祉施策の方向性を定める安芸市地域福祉計画と、安芸市社会福祉協議会が策定する安芸市地域福祉活動計画を一体化した「第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することを目的とする。

また、本計画では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」についても一体的に策定するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務内容

[令和7年度の業務内容]

（1）関係団体ヒアリング調査の実施

- ・本市の実施するヒアリング調査の音声データの記録作成（40団体程度）、調査内容のとりまとめを行うこと。

※この調査は、令和7年度から令和8年度にかけて調査予定。

（2）現状分析

- ・現行の「第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に記載された施策等について施策評価シートを作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

（3）成果品

- ・入力データ及び集計データ（Excel データ）
- ・調査結果報告書（Word または Excel データ及び PDF データ）
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

[令和8年度の業務内容]

（1）現状分析

① 地域福祉に関する現状分析

- ・本市の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市の住民を取り巻く状況等について整理すること。

② 国及び都道府県、他市町村等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他市町村等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他市町村における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) 計画の策定支援

- ・関係団体ヒアリングの結果、地域の現状把握・分析（包含計画に関連する現状を含む。）をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。
- ・計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案を検討すること。
- ・委託者と協議のうえ、必要に応じて施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・各地区のヒアリング結果から、地域の課題に対する解決策や目標等を取りまとめた「地区別アクションプラン」を作成し、計画書に反映すること。
- ・計画書骨子案、計画書素案及び計画書成案を作成すること。
- ・計画書の要旨を記載した計画書概要版を作成すること。

※計画書成案及び概要案は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

(3) パブリックコメントの実施支援

- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画書素案に反映すること。

(4) 策定委員会等の運営支援

① 検討部会（年3回程度、平日日中2時間程度を想定）

② 策定委員会（年3回程度、平日日中2時間程度を想定）

- ・会議資料を作成し、会議1週間前には校了データを提出すること。
- ・本業務に主として関わる研究員が策定委員会に出席し、運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- ・会議終了後2週間以内に、会議録を作成すること。
- ・事前に、計画策定及び会議実施に向けた委託者との協議を行うこと。

※開催回数はあくまでも予定のため、実施回数が増えた場合でも見積内で対応すること。

※検討部会・策定委員会は共に議事録の作成があるため、担当者含む2名で参加すること。

(5) 成果品

- ・計画書成案（Word または Excel データ及び PDF データ）
- ・計画書概要版（Word または Excel データ及び PDF データ）
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

(6) 印刷製本

- ・計画書（A4 版、表紙コート紙（カラー刷）、本文 1 色刷、130 頁程度、500 部）

5 その他

(1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・版權等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の方針等に変更が生じた場合は、可能な限り対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

(2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・本業務に主として関わる研究員は、受託者の常勤職員であること。（契約締結時に常勤職員であることを証するものを提出すること。）
- ・本業務では、本市や周辺市町村の現状等を十分に把握・理解したうえで、本市の要望に沿った計画づくりを進めることが求められる。また、本計画には、地域福祉に関する専門的知識や計画策定の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりが必要であるため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定について、受託実績を 3 件以上有していることを要件とする。（調査業務のみの策定実績は対象外とする。）
- ・過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に保健福祉分野に関連する計画策定受託実績の提出を参加申込書提出時に求める。なお、保健福祉分野に関する計画とは、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれかを想定している。
- ・安芸市個人情報保護法施行条例に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、本業務では個人情報を扱うため、情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得しているとともに、3 回以上更新履歴があること。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。）

個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。